

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。保証条件等の詳細については、必ず問合先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合先
補助	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策				
	木材加工流通施設等の整備	森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	<p>○木材処理加工施設(木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置等)の整備等について、地域の自主性裁量を尊重しつつ、都道府県に対し支援する。</p> <p>○交付率:1/2以内(原木輸送用トラックの導入支援については、1/3以内)</p>	<p>○林業・木材産業循環成長対策事業構想(都道府県が作成する5年間の取組方針)に記載された事業実施主体であること。</p> <p>○広域流通構想等の目標達成に資する施設となっていること。</p> <p>○受益範囲において、当該施設の地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること。</p> <p>○事業実施主体は、安定的な地域材利用を図るため、素材生産事業者と木材安定取引協定を締結すること。</p> <p>○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。</p> <p>○事業実施主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けること。</p> <p>○国施策指標得点として、再生林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施している事業者や、年間素材生産量が1万m³以上の素材生産事業者等と木材安定取引協定を締結している事業者等については2ポイント配分される。等</p>	都道府県林務担当課
	<p>本交付金は、都道府県が事業のとりまとめを実施します。例年、都道府県に対して、前年度の10月頃に事前の要望の聞き取りを実施し、その後、1月頃に最終的な要望のとりまとめを実施しています。本交付金のご利用を希望される方は、事業の趣旨、採択要件、目標値の設定、費用対効果等について、あらかじめご理解・ご承知をいただきたいことがありますので、お早めにお近くの都道府県森林・林業関係部局へご相談下さい。</p>				
補助	リース				
	木材加工設備等リース導入支援	木材関連業者、木材関連事業者等の組織する団体等	<p>○リースを活用した木材加工設備(グレーディングマシン、モルダ、大型木材乾燥設備等)の導入支援</p> <p>助成額:次式のうち、いずれか小さい額</p> <p>①リース物件価格×リース期間/法定耐用年数×1/10以内</p> <p>②(リース物件価格-残存価格)×1/10以内</p>	<p>○大型木材乾燥設備の場合、対象者は、製材業等を営み、製材品の年間取扱量が1000m³以上又は都道府県知事が認めた者であること。</p> <p>【参考:R4募集(R4/5/30~10/31)】 https://www.zenmoku.jp/mokukyodo/kikaisetsubishien/r04_shien.html</p>	全国木材協同組合連合会
補助	利子助成				
	木材加工設備導入等利子助成支援事業	木材関連業者等	<p>○木材加工設備の導入とそれに伴う既存設備の破棄等に必要な借入金への利子助成</p> <p>○補助率:利子相当額(年利上限3%)の1/2又は2/3</p> <p>○利子助成期間:7年以内</p>	<p>○指定金融機関(農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会)からの借入金が対象。</p> <p>○補助残融資及び制度融資に係る資金は対象外。</p> <p>○設備導入等実施計画を作成し、地域木材団体を經由して、全国木材協同組合連合会に申請し、その認定を受ける。</p> <p>【参考:R4募集(R4/5/30~10/31)】 https://www.zenmoku.jp/mokukyodo/mokuzai_kakou/r4_mokuzai.html</p>	全国木材協同組合連合会
			<p>○山林取得に必要な借入金への利子助成</p> <p>○補助率:利子相当額(年利上限2%)</p> <p>○利子助成期間:10年以内</p>		
<p>○追加在庫保有に必要な借入金への利子助成</p> <p>・素材及び製品の引取りに必要な資金</p> <p>・素材等の加工に必要な資金</p> <p>○補助率:利子相当額(年利上限2%)</p> <p>○利子助成期間:5年以内</p>					

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。保証条件等の詳細については、必ず問合先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合先
補助	林業施設整備等利子助成事業	林業者等(森林所有者、素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者、森林組合等)	①木材の生産・加工・流通体制の改善 ②自然災害等(新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰等を含む。)により被害を受けた事業用資産の復旧等(※)のための、(株)日本政策金融公庫資金(林業構造改善事業推進資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金等)の借入れに対して利子を助成 ○補助率 利子相当額(年利上限2%) ○利子助成期間 ①最長5年(林業構造改善事業推進資金のみ特例あり) ②最長10年 ※一部内容に変更が生じる可能性があります。	①の場合 ・林業経営改善計画又は合理化計画の認定(都道府県知事)を受けていること又は経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されていること ・事業活動の継続が確実であり、かつ、適正な事業運営が行われること。 ・木材の生産・加工・流通体制の改善努力を行っている又は今後確実に実行されること。 ②の場合 ・自然災害等による被害内容の証明を市町村長から受けていること、または、社会的、経済的環境変化等による影響について内容を証明できること。 ・事業活動の継続が確実であり、かつ、適正な事業運営が行われること。 【参考: R5募集は6~7月頃開始予定】 https://www.zenmokukyo.jp/	全国木材協同組合連合会
補助	ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金	ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業	○ 複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトや、新分野展開や業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善を行うプロジェクトを最大2年間支援 ○補助率: 中小企業者1/2以内 小規模事業者2/3以内 ○補助額: (1者あたり、従業員数に応じ以下のとおり) 5人以下→1,500万円、6~20人→2,000万円、21人以上→2,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者あたり1,000万円加算。ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。	・他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み/弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することで生産性向上を図る事業者の連携体を支援。 ・例えばデータ共有等により、複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクト等が対象。 ・「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額を引き上げて支援。 (参考: R4事業実施者) 一般社団法人低炭素投資促進機構 https://www.teitanso.or.jp/	中小企業庁
融資	日本政策金融公庫資金(主なもの)				
	農林漁業施設資金(共同利用施設資金)	森林組合、中小企業等協同組合等	○林産物の生産、加工、流通又は販売に必要な共同利用施設等の取得等 ○償還期限: 20年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考): 0.7%または1.35%(R5.4月時点) ○融資率: 80%	中小企業等協同組合は、組合員の50%以上が林業を営む者に限る。また、中小企業等協同組合の場合の用途は、林業生産物の生産又は組合員の生産する林業生産物を主とする加工・保管・販売を目的とする施設に限る。 【参照】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shisetsushikin.html	日本政策金融公庫
	農林漁業施設資金(主務大臣指定施設資金)	林業者等(森林所有者、素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者等)	○林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設の取得等 ○償還期限: 15年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考): 0.7%または0.85%(R5.4月時点) ○貸付限度額(非補助): 林産物処理加工施設3億円、林産物流通販売施設1.5億円等 ○融資率: 80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方	対象者は、林産物処理加工若しくは林産物流通販売を行う林業主業者又は次のいずれかに該当する林業を営む者に限る。 ①自己所有森林が所在する森林団地から生産される林産物を主たる原料とする事業を行う者 ②山村地域において、山村振興対策又は過疎対策のほか、林業振興対策の一環として事業を行う者	日本政策金融公庫

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。保証条件等の詳細については、必ず問合先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合先
融資	林業構造改善事業推進資金	林業者等(素材生産業者、林業を併せ営む木材産業業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設の取得等 ○償還期限:20年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考):補助事業0.85%または1.85%、非補助事業0.7%(R5.4月時点) ○貸付限度額(非補助):林産物処理加工施設3億円、林産物流通販売施設1.5億円等 ○融資率:80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方 	<ul style="list-style-type: none"> ○林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領に定める事業計画に基づいて行う森林整備・林業等振興整備交付金事業等や、当該事業と一体的に実施する非補助事業に限る。 ○非補助事業に係る貸付けは、経営管理実施権の設定を受けられるとして都道府県から公表された事業者又は同実施権の設定を受けた事業者に限る。 ○中小企業等協同組合は、組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限る。 	日本政策金融公庫
	振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村地域及び過疎地域の林業者等(素材生産業者、林業を併せ営む木材産業業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設の取得等 ○償還期限:25年以内(据置期間8年以内) ○利率(参考):補助事業0.85%、非補助事業0.7%、共同利用1.85%(R5.4月時点) ○貸付限度額(非補助):個人1,300万円、法人・団体5,200万円(特認有)等 ○融資率:80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方 	<ul style="list-style-type: none"> ○知事の認定を受けた農林漁業経営改善計画又は農林漁業振興計画に基づいて行う事業に限る。 <p>【参照】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_3.html</p>	
	新規用途事業等資金	間伐材又はしいたけ(特定農林畜水産物)を原料又は材料として使用する製造業又は加工業を営む中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ○すぎ、ひのき、まつの間伐材又はしいたけについての新規の用途の企業化・実用化に必要な施設の改良・造成・取得、特許権等の取得、技術導入費等 ○償還期限:10年超15年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考):1.15%(R5.4月時点) ○融資率:80% 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規用途事業等に関する計画が農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)の認定を受けた者に限る。 <p>【参照】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_13.html</p>	
	中山間地域活性化資金(加工流通施設)	中山間地域で生産された木材を原材料とする加工製造業者 中山間地域で生産された木材又は加工品の流通業者 (中小企業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○新商品・新技術の研究開発・利用あるいは需要の開拓に必要な施設の改良・造成・取得、試験研究、特許権等の取得費等 ○償還期限:10年超15年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考):2.7億円まで0.65%、2.7億円超0.95%(R5.4月時点) ○融資率:80% 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の林業の振興に資するものであり、 ①中山間地域の生産者等と安定的な取引契約等を締結していること ②これらの林産物取扱量が5年間で20%以上増加すること <p>【参考】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_15.html</p>	
	林業経営育成資金(森林取得一林地取得)	林業者等(素材生産業者、林業を併せ営む木材産業業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○林業経営改善推進計画等に基づく人工林、造林のための土地等の取得 ○償還期限:改善計画認定者35年以内(据置期間25年以内)、準ずる者25年以内(据置期間25年以内) ○利率(参考):0.7%(R5.4月時点) ○貸付限度額(法人等):改善計画認定者10億円、準ずる者2.5億円 ○融資率:80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方 	<ul style="list-style-type: none"> ○林業経営改善計画の認定を受けた者又はこれに準ずる者であって、森林取得資金融通取扱要綱に基づく貸付適格認定を受けた者に限る。 <p>【参考】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ringyoikusai.html</p>	

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。保証条件等の詳細については、必ず問合先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合先	
融資	林業・木材産業改善資金	林業者、木材産業事業者及びその組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入に必要な資金(プレカット加工施設の導入など新たな部門の経営の開始、木材乾燥施設の導入など新たな生産方式の導入、JAS規格認定の取得など新たな販売方式の導入) ○貸付限度額(木材産業):1億円※特例あり ○償還期間:10年以内(据置期間3年以内)※特例あり ○利率:無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ○林業・木材産業改善措置に関する計画の認定(都道府県知事) ○対象者は、次のいずれかに該当する者に限る。 <ol style="list-style-type: none"> ①資本金の額又は出資額の総額が1千万円以下の会社 ②常時使用する従業者の数が300人以下(木材卸売業、木材市場業を営む者にあつては100人以下)の会社 ③個人 ④①～③の者が組織する団体 <p>【参照】 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/kaizen.html</p>	都道府県 林務担当課	
	木材産業等高度化推進資金(主なもの)					
		素材生産等促進資金	森林組合、中小企業等協同組合、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、市場開設者、数人共同の事業体等	<p>(主な用途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設・改良費用、作業委託費等 ②素材、製材等の購入代金及びそれらの引取りに必要な輸送費 ③素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等) <ul style="list-style-type: none"> ○利率(参考):短期資金0.9～1.6%、長期資金0.6～1.3% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:1億円(特認あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。 	都道府県 林務担当課
		新規需要創出資金	森林組合、中小企業等協同組合、木材製造業者等	<p>(主な用途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①素材、製材等の購入代金及びそれらの引取りに必要な輸送費等 ②素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等) <ul style="list-style-type: none"> ○利率(参考):短期資金0.9～1.3%、長期資金0.6～1.0% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:1億円 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。 ○非住宅分野等における木材の新規需要の創出に資する製品の生産を行う。 	
		木材高度加工資金	森林組合、中小企業等協同組合、木材製造業者、素材生産業者、木材卸売業者等	<p>(主な用途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①木材の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費等 ②JAS無垢材の原料となる素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費 ③①、②の資金を借り受けようとする者に素材等の供給を行うための素材生産実施費用、素材等の購入代金等 <ul style="list-style-type: none"> ○利率(参考):短期資金0.9～1.3%、長期資金0.6～1.0% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:1億円(特認あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営の合理化や事業規模の拡大などについての共同の計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。 ○協定等に基づく木材の供給量が現行の木材製品等の取扱量の1割以上を占めており、計画期間内に木材製品等の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。 ○木材の高度加工(木材JAS製品、乾燥材の製造等)を行う事業者。 	
	木材安定供給資金	木材製造業者、木材卸売業者、市場開設者等	<p>(主な用途)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①立木の購入代金、国有林野管理経営法に基づく権利設定料及び樹木料、素材生産実施費用、素材生産委託費等 ②素材・木材製品の購入費、木材加工費、素材又は木材製品の輸送費等 ③木材の流通に係るコーディネート費(データベース整備費含む)等 <ul style="list-style-type: none"> ○利率(参考):短期資金0.9～1.3%、長期資金0.6～1.0% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:3億円(特認あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づき、森林所有者、木材利用事業者及び木材製品利用事業者等が共同して木材の安定供給確保事業に関する計画を作成し、認定を受ける。 		

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。保証条件等の詳細については、必ず問合先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合先
債務保証	(独)農林漁業信用基金による債務保証(主なもの)				
	一般資金	○林業、木材産業の事業者、これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合、森林組合等	○林業・木材産業等の経営に必要な資金の信用保証 保証期間: 運転資金3年(特認7年)、設備資金15年 保証割合: 原則80% 保証料率(参考): 年0.2~1.8% 保証上限: 原則6億円	○林業・木材産業等を営む者 【参照】 http://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html	独立行政法人 農林漁業信用基金
	木材産業等高度化推進資金(運転資金)	○一般資金の対象者 ○木材卸売業、木材市場業、木材製品利用事業等を営む者(これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合を含む。)	○木材製造、木材の卸売、木材製品利用等に必要資金の信用保証(認定を受けた計画の範囲) 保証期間: 短期1年、長期5年 保証割合: 原則80% 保証料率(参考): 年0.15 ~1.35%	○林業経営基盤強化法に基づく合理化計画又は林業経営改善計画、若しくは木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく事業計画(川上・川中・川下の事業者が共同して作成したものに限る。)の認定を受けた場合に限る。 ○木材卸売業及び木材市場業を営む者、木材の輸送を業として行う者は、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては、従業員100人以下に限る。 ○木材製品利用事業を営む者は、会社にあつては、資本金3億円以下又は従業員300人以下、個人にあつては、従業員300人以下に限る。	
	林業・木材産業改善資金(設備資金・運転資金)	○一般資金の対象者 ○木材卸売業または木材市場業を営む者(これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合を含む。)	○木材製造、木材卸売業等の経営改善等に必要資金の信用保証(認定を受けた計画の範囲) 保証期間: 10年(特認12年、15年) 保証割合: 原則80% 保証料率(参考): 年0.15 ~1.35%	○林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善措置に関する計画の認定を受けた場合に限る。 ○木材卸売業及び木材市場業を営む者は、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては、従業員100人以下に限る。	
その他	○一般資金、制度資金の対象者で条件に該当する者	○重大な災害等からの復旧、木安法に基づく計画認定を受けた事業の事業実施、事業承継・創業等のための信用保証 ○最大5年間の保証料を実質免除 ○保証限度額: 保証メニューにより異なる	○自然災害(新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰等を含む。)による影響を受けた場合 ○木安法に基づく計画認定を受けた事業を実施する場合 ○事業承継や新規創業等をする場合 ※一部要件等に変更が生じる可能性があります。		

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
税制	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【所得税・法人税】	青色申告書を提出する以下の中小企業者等で、常時使用する従業員数が500人以下の個人または法人 ①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人※1 ②資本金又は出資金を有しない法人 ③個人事業主 ④森林組合等※2 ※1大規模法人の子会社を除く ※2 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合等を含む	令和6年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合、取得時に全額を一括して損金(必要経費)算入が可能。 損金(必要経費)に算入できる少額減価償却資産の取得価額の合計額は、年間300万円まで。 適用期限: 令和6(2024)年3月31日まで	○本特例を適用する資産に対して、他の国税の特例措置との重複適用不可 ○対象の資産 取得価額が30万円未満の減価償却資産 ※貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除く。 【参考ホームページ】 経済産業省HP 中小企業税制パンフレット 令和4年度版(P23) https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei_r4.pdf 2023年度版中小企業施策利用ガイドブック(6.財務サポート P247) https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/g_book/2023/download/06zaimu.pdf	
	中小企業投資促進税制【所得税・法人税】	青色申告書を提出する以下の中小企業者等 ①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ②資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 ④農業協同組合等※ ※ 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合等を含む	令和7年3月31日までの間に、一定の設備投資を行った場合に、通常の減価償却に加えて30%の特別償却、又は7%の税額控除※のいずれかを適用可能。 ※ 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る 適用期限: 令和7(2025)年3月31日まで	○本特例を適用する資産に対して、他の国税の特例措置との重複適用不可 ○対象の設備※ ・機械装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象) ※ 中古品、貸付の用に供する設備等は対象外 【参考ホームページ】 経済産業省HP 中小企業投資促進税制(概要) https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei_summary.pdf 2023年度版中小企業施策利用ガイドブック(6.財務サポート P254) https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/g_book/2023/download/06zaimu.pdf	中小企業税制サポートセンター
	中小企業経営強化税制【所得税・法人税】	青色申告書を提出する以下の中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた者 ①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ②資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 ④協同組合等※ ※森林組合、森林組合連合会は対象外	令和7年3月31日までの間に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備※1を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%※2の税額控除のいずれかを適用可能。 ※1 「生産性向上設備(A類型)・収益力強化設備(B類型)・デジタル化設備(C類型)・経営資源集約化設備(D類型)」の4類型 ※2 資本金3,000万円超の場合は7% 適用期限: 令和7(2025)年3月31日まで	○本特例を適用する資産に対して、他の国税の特例措置との重複適用不可 ○対象の設備※ ・機械装置【160万円以上】 ・工具【30万円以上】(生産性向上設備の場合、測定工具又は検査工具に限る) ・器具備品【30万円以上】 ・建物附属設備【60万円以上】 ・ソフトウェア【70万円以上】(生産性向上設備の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る) ※ 中古資産、貸付資産でないこと等 【参考ホームページ】 経済産業省HP 経営サポート「経営強化法による支援」(概要資料等)が掲載 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ 2023年度版中小企業施策利用ガイドブック(6.財務サポート P252-253) https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/g_book/2023/download/06zaimu.pdf	

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

税制	<p>共同利用施設を取得した場合の課税標準の軽減措置【不動産取得税】</p>	<p>森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、木材に関する事業を行う協同組合等</p>	<p>森林組合等が、日本政策金融公庫資金または沖縄振興開発金融公庫資金の貸付けを受けて、木材加工用施設など共同利用に供する施設を取得した場合、不動産取得税の課税標準を、取得価格に対する貸付金額の割合を評価額から控除可能(1/2が上限)。</p> <p>課税標準の計算式 $\text{価格} - \text{価格} \times (\text{貸付額} \div \text{取得価額}) \times$ ※下線部について1/2が上限</p> <p>適用期限: 令和7(2025)年3月31日まで</p>	<p>・日本政策金融公庫資金(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)の貸付けを受けて取得するものであること。</p> <p>【参考ホームページ】 農林水産省HP 林業者、木材加工業者等への税制支援(一覧表) https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/index.html 共同利用に供する施設等を取得した場合の課税標準の特例 https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/attach/pdf/index-19.pdf</p>	都道府県 林務担当課
	<p>共同利用機械を取得した場合の課税標準の軽減措置【固定資産税】</p>	<p>中小企業等協同組合※、森林組合、森林組合連合会、協業組合等</p> <p>※事業協同小組合及び企業組合を除く</p>	<p>協同組合等が、</p> <p>①国の補助金または交付金 ②日本政策金融公庫資金 ③沖縄振興開発金融公庫資金 ④林業・木材産業改善資金 の交付または貸付けを受けて、木材加工用機械など共同利用に供する機械・装置を取得した場合、固定資産税の課税標準を、取得から3年間は取得価格の1/2に軽減。</p> <p>課税標準の計算式 $\text{価格} \times \frac{1}{2} \times (3\text{年間})$ ※下線部が特例</p> <p>①は恒久措置 ②～④は、令和7(2025)年3月31日までに取得したものに限り</p>	<p>○対象となる機械・装置 ・500万円以上の国の補助金又は交付金の交付を受けて取得するものであること</p> <p>・日本政策金融公庫資金(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は林業・木材産業改善資金の貸付けを受けて取得するものであること</p> <p>・取得価額が一台又は一基(取引単位が一組や一式の場合は一組や一式)あたり330万円以上であること</p> <p>【参考ホームページ】 農林水産省HP 林業者、木材加工業者等への税制支援(一覧表) https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/index.html 共同利用に供する施設等を取得した場合の課税標準の特例 https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/attach/pdf/index-19.pdf</p>	
	<p>軽油引取税の課税免除の特例【軽油引取税】</p>	<p>林業者、素材生産業者※1、木材加工業者※2、木材市場業者、パーク堆肥製造業者</p> <p>※1 素材生産業者は前年度の素材生産量が1,000m³以上であること</p> <p>※2 木材加工業の対象業種は「一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業」の9業種</p>	<p>林業者、素材生産業者、木材加工業者、木材市場業者、パーク堆肥製造業者が定められた用途に用いる軽油については、都道府県知事から免税証の交付を受けた場合、軽油引取税(32.1円/L)の課税が免除。</p> <p>適用期限: 令和6(2024)年3月31日まで</p>	<p>○対象用途</p> <p>【林業、素材生産業者】 林業又は素材生産業で使用使用する製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機の動力源のための軽油</p> <p>【木材加工業・木材市場業者】 事業場内で専ら木材の積卸しのために使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーンの動力源のための軽油(ナンバープレートが付いているものは対象外)</p> <p>【パーク堆肥製造業者】 事業所内で専ら堆肥の製造工程または堆肥やその原材料の積卸し・運搬に使用するショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフトの動力源のための軽油(ナンバープレートが付いているものは対象外)</p> <p>【参考ホームページ】 農林水産省HP 林業者、木材加工業者等への税制支援(一覧表) https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/index.html 林業者等に対する軽油引取税の免税 https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/attach/pdf/index-58.pdf</p>	

令和5年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
税制・補助	消費税インボイス制度支援措置				
	事務負担軽減措置	免税事業者からインボイス発行事業者の登録を受けた者 (2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす者)	免税事業者からインボイス発行事業者に転換した場合の税負担・事務負担を軽減するため、制度開始から3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減(2割特例) 対象期間: 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間	【参考ホームページ】 国税庁HP インボイス制度特設サイト https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm	林野庁(企画課) 財務省・国税庁
		課税売上高が1億円以下の事業者 (2年前(基準期間)の課税売上高が1億円以下または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5,000万円以下の者)	制度開始後6年間は、税込1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能(少額特例) 対象期間: 令和5年10月1日～令和11年9月30日	令和5年度税制改正関係(インボイス関連) https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304.htm	
	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等	○デジタル化によるインボイス対応に係る事務負担の軽減のため、ITツールの導入費用等を幅広く支援 具体的には、インボイス制度への対応を見据えた、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用等を支援 ○補助額 ITツール: ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)、 PC・タブレット等: ~10万円(補助率1/2以内) インボイス対応済の受発注ソフト: ~350万円 等 ○補助対象: ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、ハードウェア購入費等	【参考ホームページ】 IT導入補助金2023 HP デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型) https://www.it-hojo.jp/first-one/digital-type.html デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型) https://www.it-hojo.jp/shoryu/ 中小企業庁HP IT導入補助金チラシ https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_it.pdf	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
	小規模事業者持続化補助金(インボイス特例)	小規模事業者のうち免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者	○免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限乗せ(最大250万円) ○補助上限: 50~200万円 +50万上乘せ ○補助率: 2/3(賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3/4) ○補助対象: 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等	【参考ホームページ】 中小企業庁HP 小規模事業者持続化補助金チラシ https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_jizoku.pdf?0303 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金 HP https://r3.jizokukahojokin.info/ 全国商工会連合会HP 持続化補助金とは https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/jizokuka.html	<商工会地域の場 各都道府県の商工会連合会(都道府県地方事務局) <商工会議所地域の場 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局

林業信用保証の利用促進について（周知依頼）

平素より林業信用保証制度の円滑な推進に御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、林業信用保証は、林業・木材産業の健全な発展に寄与するため、林業・木材産業事業者の皆様が融資機関から事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が債務保証を行う制度であり、

- ① 林業・木材産業に必要な運転資金や設備資金を幅広く対象としていること
 - ② 保証料率は年0.15%～1.80%と低位に設定されていること
 - ③ 自然災害や新型コロナウイルスへの対応、創業間もない事業者への対応など政策性が高いと国が判断したものについては、最大で5年間保証料が免除されること
 - ④ 融資機関を通じて、本保証を活用した全国の事例を踏まえて経営に有益な情報提供を受けることが可能であること
- などの特長を有するものです。

今後、森林・林業基本計画に基づき、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するためには、本保証を活用することも効果的と考えていることから、業務御多忙のところ誠に恐縮ではありますが、貴都道府県内の市町村及び林業・木材産業関係団体を通じて、別添の保証の内容を林業・木材産業事業者の皆様にご周知していただきますようお願いいたします。

なお、本保証について御不明な点がございましたら、当信用基金へお気軽にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

独立行政法人農林漁業信用基金

電話：03-3434-7825（林業信用保証管理部）

E-mail：kikin-ringyo@jaffic.go.jp

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご不明な点は、お気軽に当基金にお問い合わせください。(平日9～17時)

○保証制度や出資金に関するお問い合わせ

林業信用保証管理部 TEL:03-3434-7825



○保証の申込みやご利用に関するお問い合わせ

林業信用保証業務部 TEL:03-3434-7826、7827

～林業・木材産業を営む皆様へ～
林業信用保証のご案内



2023.4更新

表紙、挿絵:平田美紗子

独立行政法人 農林漁業信用基金

林業信用保証とは

お客様が融資機関から事業資金の融資を受ける際に、公的保証機関である当基金が債務を保証します。

多くの皆様に利用されています（お客様の声）

創業して間もないため、資金調達ができるか不安でしたが、融資機関に相談したところ、基金の信用保証を紹介され、立木購入資金をスムーズに借り入れることができました。

融資がなかなか決まりませんでした、「基金の信用保証を利用して融資を受けたい」と融資機関に申し出たところ、融資機関が基金に問合せをしたことで債務保証の理解が得られ、必要な資金を借り入れることができました。



様々な資金が保証の対象です

OK 苗木や立木、原材料、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料やレンタル料などの支払いのための運転資金

OK 事務所や工場、土場などの土地・建物、生産・加工機械や林業機械、輸送運搬車両などの整備・購入のための設備資金（中古の機械等も対象です。）

災害時や新規創業時などの資金繰りも保証します

台風、洪水などの自然災害からの復旧や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、事業継続に支障が生じている方の資金繰り（一部保証料が免除されるケースもあります。）

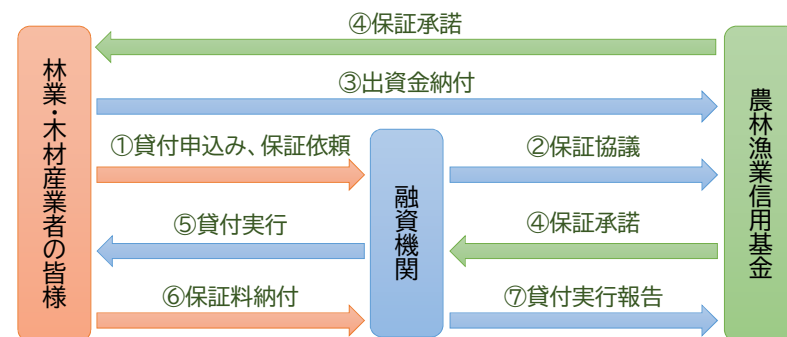
森林組合や素材生産会社で経験を積み独立・法人設立をされる方や、他業種から林業・木材産業へ新たに進出される方の資金繰り

このほかにも多くのメニューをご用意しております。

※保証のご利用には審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

信用保証のご利用にあたって

まずは本パンフレットをお持ちになって、お近くの融資機関にご相談ください。



多くのメリットがあります

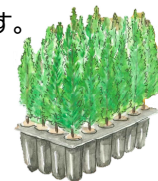
- ✓ 保証料率は年0.15～1.80%で、財務内容により低率が適用されます。
- ✓ 保証料は日割り計算のため、余分な費用が不要です。
- ✓ 保証額は、関連企業を含めて、財務内容により6億円まで利用可能です。
- ✓ 無担保での保証額は、財務内容により2億円まで利用可能です。
- ✓ 基金を抵当権者として設定する登記については、登録免許税が軽減されます。（0.4%→0.15%）

出資金

保証のご利用に当たっては、保証額に応じて出資金を払い込んでいただきます。なお、出資金は、保証のご利用が終了した後に払い戻すことができます。

連帯保証人・担保

法人代表者のほか、ご利用条件により連帯保証人が必要な場合があります。運転資金は、利用される方の財務状況により担保が必要な場合があります。設備資金は、5年超の借入期間又は土地建物の購入・建設の場合、原則として担保が必要です。



万が一の場合には

経営悪化等により万が一資金の返済ができなくなった場合には、当基金が事業者の皆様にかわって、融資機関に返済します。（代位弁済）

この場合、お客様のご事情もお聞きしながら、当基金にご返済いただきます。